

中小企業奨学金返済支援制度補助金 交付申請について

1. 申請書類提出先

下記の（一財）兵庫県雇用開発協会まで提出してください（郵送可。郵送の場合は、提出書類に個人情報が多く含まれているため、恐れ入りますが書留または特定記録郵便にてお送りいただきますようお願いいたします。).

なお、持参される場合の受付時間は、年末年始・祝日を除いた月曜日から金曜日までの9時～12時及び13時～17時です。

2. 必要書類

(1) 「中小企業の奨学金返済支援制度に対する補助金交付申請 必要書類一覧」(以下、「申請必要書類一覧」という。)を確認のうえ、必要な書類をご準備ください。

また、「中小企業奨学金返済支援制度補助金交付申請書」(様式第1号)の別紙「補助対象中小企業確認書」の確認欄については、貴事業所が要件を満たしているか十分ご確認のうえ、を入れていただきますようお願いいたします。

※ 書類に不備・不足等がある場合は、原則として申請を受け付けることができません。

※ 書類提出時には、「申請必要書類一覧」も併せてご提出をお願いします。

(2) 「申請必要書類一覧」記載の1の書類を書き損じた場合は、誤りの部分に事業主印を押印して訂正を行ってください。

※ 修正液を使用しないでください。使用した場合は申請を受け付けることができません。

※ 差支えなければ余白部分に捨印を押印願います。

(3) 「申請必要書類一覧」記載の2、6、7の書類(雇用契約書、職員名簿、組織図、就業規則、規程等の写し)については、原本証明を行ってください。

(原本証明例)

この写しは原本と相違ありません。

株式会社 ○○○○○

代表取締役 ※※※※

印

3. 報告・確認等

申請に係る審査時(または補助金交付決定後、支給後等)において、必要があると認めた場合には、申請企業に対して報告を求めたり、個別に確認させていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

【問い合わせ・申請先】 一般財団法人 兵庫県雇用開発協会

所在地：〒650-0025

神戸市中央区相生町1-2-1 東成ビル3階

電話：078-362-6583

事業所名

チェック		必 要 書 類	確 認 事 項 等
1	<input type="checkbox"/>	中小企業奨学金返済支援制度 補助金交付申請書（様式第1号） ・別紙「事業計画書」 ・別紙「補助対象中小企業確認書」	<ul style="list-style-type: none"> 資本金（出資の総額）、常時使用する従業員数は申請時点のものを記載。 「補助対象中小企業確認書」の確認欄のチェックボックスにチェックが入っているか、確認。
2	<input type="checkbox"/> ※	【対象従業員ごとに必要】 「雇用契約書（雇入通知書）」の写し	<ul style="list-style-type: none"> 対象従業員が正社員であることの確認。 前年度から継続して対象従業員となる無期雇用者については、省略可能
3	<input type="checkbox"/>	【対象従業員ごとに必要】 「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し	<ul style="list-style-type: none"> 対象従業員が就職後5年以内であることの確認。 前年度から継続して対象従業員となる無期雇用者については、省略可能
4	<input type="checkbox"/>	【対象従業員ごとに必要】 官公署が発行した対象従業員の生年月日及び住所が確認出来る書類 （「住民票」の写し、「運転免許証」等の写しなど）	<ul style="list-style-type: none"> 対象従業員の年齢要件（30歳未満）、住所地の確認。
5	<input type="checkbox"/>	【対象従業員ごとに必要】 奨学金の年間返済額、奨学生番号が確認できる書類 （「奨学金返還の口座振替加入通知」等の写し）	<ul style="list-style-type: none"> 対象従業員が日本学生支援機構の奨学金を受給し、現在返済中であること、また補助額を決定するための確認。 転職者の場合、支援期間の確認。
6	<input type="checkbox"/> ※	【対象従業員が所属する】 「従業員名簿」、「組織図」などの写し	<ul style="list-style-type: none"> 申請時点で、対象従業員が県内の事業所に勤務していることの確認。
7	<input type="checkbox"/> ※	事業所における奨学金返済支援手当等の支給根拠となる「就業規則」、「賃金規程」などの写し	<ul style="list-style-type: none"> 事業所として支援制度に基づき運用されているか確認。
8	<input type="checkbox"/>	事業所の県税及び神戸市・姫路市・尼崎市・明石市・西宮市の市税の「納税証明書」等の原本	<ul style="list-style-type: none"> 県税の「納税証明書」により滞納に係る確認。 ただし、神戸市・姫路市・尼崎市・明石市・西宮市の各市内に在住し、かつ、在勤する対象従業員を雇用している場合は、県税に加え当該市の市税の「納税証明書」等が必要。

※ 原本証明が必要